

## 論文の内容の要旨

論文題目 「持続可能な森林管理」の地球的なレジーム形成と木材貿易に関する研究

氏 名 藤原敬

### 1 研究の背景と課題

熱帯林の急速な減少が地球環境問題のテーマとして認識されるようになってから、20 年間の間、持続可能な森林管理の国際的な実現が追求されてきたが、2003 年の現時点でもその実現にはいたっていない。他方、地球規模での環境問題を処理する枠組みとしてオゾン層の保護、温暖化防止、生物多様性の保全など、それぞれの分野ごとに多国間協定による規範と規則のシステム（環境レジーム）が形成され成果をあげてきた。

本論では、地球サミットを中心にした 20 年間にわたる森林管理レジーム形成の過程を、レジーム形成に関する先行研究を基に分析し、森林管理レジームの抱える特殊性に起因する問題点を摘出し、レジーム形成の契機と展望を明らかにする。

### 2 研究の方法と構成

第一章において、熱帯林の急速な減少が明らかになったことを契機として森林問題が地球環境問題と認識されてから現在まで、約 20 年間の森林管理レジームの形成過程全体を対象に、文献に基づく分析・評価を行う。この中で、途上国たる熱帯林資源国の参画問題など森林管理レジーム特有の問題点を摘出し、その問題を克服するための契機を示唆する。

第二章においては、林産物貿易が地球的な森林管理レジーム形成に与える影響を明らかに

する。そのため、第一に、貿易を媒介とした国際機関である国際熱帯木材機関と、地球サミット準備会合との議論を、文献に基づいて比較し、国際熱帯木材機関のアクターとしての重要性を明らかにするとともに、第二に、資源国が地球的なレジームに参画してくる契機が先進国の消費者の選択的な購買行動である、とする仮説の下に、各国の貿易依存度などのパラメーターと森林管理の質についての関係を、多変量解析の手法に基づき定量的に明らかにする。

第三章においては、森林管理レジームを構成する木材貿易上のアジェンダと我が国の役割を明らかにする。そのため、第一に、WTOの紛争処理過程などで繰り上げられた国際法上の議論を文献に基づき分析し、第二に、その結果に基づき、将来の森林管理レジームを構成する貿易制度、我が国の戦略上の立場など、今後の政策への含意を明らかにする。

### 3 本論が明らかにした点

この結果明らかになったことを要約すると次の通りである。

#### (1) 森林管理レジームの特徴

森林管理レジームには他の分野の環境レジームと比べて次のような特徴がある。

##### ア) 途上国参画のハードル

地球環境を取り扱った地球サミット全体の、最も重要なテーマが途上国の参画問題であり、全体として「共通だが差異のある責任」(リオ宣言第七原則)という規範でこの問題を処理した。しかし、特に矛盾の集中している熱帯林のほとんどが途上国に所在する森林管理レジームは、格段に困難な課題を背負っている。

##### イ) アクターの多様性

関連するアクターが広がり、南北間の国家の利害関係の調整だけでなく、森林に居住する住民、環境 NGO、先進国の消費者、木材産業など各方面の利害調整が必要となっている。現にレジーム形成の基本的な動機付けにとって、緑の消費者の動向が重要な役割を果たしている実態にある。

##### ウ) 貿易問題の重要性

一般に環境レジームの遵守性を高めるために貿易的手段は重要な役割をしているが、森林管理レジームについては、国際熱帯木材機関のアクターとしての重要性、熱帯木材ボイコットや森林認証のレジーム形成へ与えるインパクトなどの経験から、特に木材貿易手段がレジーム形成の契機や将来のレジームの構成要素として重要な意味をもつ。

## (2) レジーム形成の契機としての地球市民の消費者としての役割

森林管理レジームの形成を次の段階に推し進めるモチベーションとして、持続可能な森林から生産された木材を求める地球市民の消費者として選択的行動と、生産側のそれに対する対応が、重要な契機となっている。現状では、我が国の消費者の影響力は欧米にそれに比べて少ない現状にあるが、我が国を含む極東市場の緑の消費者の成熟度が、今後の森林管理レジーム形成の一つのカギを握っている。

## (3) 森林管理レジームの形成への取り組みへの含意

### ア) 森林管理を包括的に取り扱うレジームの意義

貿易交渉が日程に上るたびに、林産物は、「貿易自由化によって森林破壊を引き起こす」として、紛争の要因になっているが、森林管理に対する責任のあるレジームが形成されていないことが、問題を拡大し複雑にしている。再生可能な木材を地球市民にアピールし、産地における森林管理に還元するために、「持続可能な森林管理」についての包括的なレジームが必要である。

気候変動枠組み条約、生物多様性条約など、森林管理を扱う環境条約は数々あるが、それぞれの目的の間で森林の管理に関するトレードオフの関係となっている場合があり、また、木材貿易など既存のフレームが扱っていない事項がある。来るべき森林管理レジームは、これらを包括的に取り扱うものである。

### イ) 公平で明快なアジェンダの設定

森林管理レジームの形成を交渉段階へと一歩進めるためには、生物資源を扱う他のレジームの経験、森林認証の展開、基準指標の報告の積み上げなどの、実践と理論の上に立った、公正で明快な提案が必要である。また、遵守性を高めるために木材貿易のルール化が望ましい。

### ウ) 林業政策の国際的な調整

林産物貿易の拡大によって、各国の林業や関連する環境政策が相互に影響を及ぼす状況になってきている。木材輸入国である我が国にとっては、輸入材の生産国における再生産コストが価格に反映しているかどうかということは、国内林業の生産条件を左右する重大問題である。その意味で、持続可能な森林経営の実現に向けての国際的な協調のもとでの取り組みは不可欠な課題である。また、我が国の政策立案の際にも、特に川下の林産物加工や流通にかかる助成政策の、WTO 補助金相殺措置協定との整合性など、国際的な議論の動きを念頭に置くことが必要となっている。